

介護休業制度及び介護休暇制度の取扱いについて

	介護休業制度	介護休暇制度
制度創設年月日	平成 11 年 4 月 1 日施行 ※介護保険制度は平成 12 年 4 月 1 日施行	平成 22 年 6 月 30 日施行 (従業員数 100 人以下の企業については平成 24 年 4 月 1 日施行)
制度趣旨	介護を要する家族を抱えた労働者がその介護のために緊急やむを得ない場合に、一定期間休むことにより雇用の継続を図ることができるようにするもの	介護に関する長期的方針決定後の期間における仕事と介護の両立支援のため、以下のように労働者が仕事を休まざるを得ないような場合に対応するもの ① 主たる介護者は別にいるが、その主たる介護者が病気等になった場合に一時的に介護をしなければならなくなった場合 ② 対象家族が通院等をする際の付き添い ③ 介護保険関係の手続等
直近の改正内容	要介護状態ごとに 1 回、対象家族 1 人に通算 93 日まで取得可能とするとともに、一定の要件を満たす期間雇用者も取得可能とする。(平成 17 年 4 月 1 日施行)	—
休業・休暇の位置付け	要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業	要介護状態にある対象家族の介護その他の厚生労働省令で定める世話(※)を行うための休暇 ※①対象家族の介護、②対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話
取得期間の考え方	家族が介護に関する長期的方針を決めることができるようになるまでの期間	介護に関する長期的方針決定後の期間における仕事と介護の両立支援のための新たな枠組みとして、事業主の負担及び平成 21

		年の子の看護休暇制度の付与日数の改正を踏まえ設定したもの
事業主への 申出事項 ※下線部については、事業主は事実を証明する書類の提出を求めることができる	・ 介護休業申出の年月日 ・ 介護休業申出をする労働者の氏名 ・ <u>介護休業申出に係る対象家族の氏名及び労働者との続柄</u> ・ <u>介護休業申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実</u> ・ <u>介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にある事実</u> ・ 介護休業申出に係る期間の初日及び末日とする日 ・ 介護休業申出に係る対象家族についての介護休業等日数 ・ <u>申出不可要件に該当する場合、当該事情に係る事実</u>	・ 介護休暇申出をする労働者の氏名 ・ <u>介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び労働者との続柄</u> ・ <u>介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実</u> ・ 介護休暇を取得する日 ・ <u>介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実</u>

※育児・介護休業法（抄）

（定義）

第2条 この法律（第1号に掲げる用語にあっては、第9条の3を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 介護休業 労働者が、第三章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。

三 介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、厚生労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。

四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五 家族 対象家族その他厚生労働省令で定める親族をいう。

（介護休業の申出）

第11条 労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。（後略）

2 （略）

3 第1項の規定による申出（以下「介護休業申出」という。）は、厚生労働省令で定める

ところにより、介護休業申出に係る対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、その期間中は当該対象家族に係る介護休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、しなければならない。

4 （略）

（介護休暇の申出）

第16条の5 要介護状態にある対象家族の介護その他の厚生労働省令で定める世話をを行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、一の年度において5労働日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては10営業日）を限度として、当該世話をを行うための休暇（以下「介護休暇」という。）を取得することができる。

2 前項の規定による申出は、厚生労働省令で定めるところにより、当該申出に係る対象家族が要介護状態にあること及び介護休暇を取得する日を明らかにして、しなければならない。

3 （略）

※育児・介護休業法施行規則（抄）

（法第16条の5第1項の厚生労働省令で定める世話）

第30条の4 法第16条の5第1項の厚生労働省令で定める世話は、次に掲げるものとする。

- 一 対象家族の介護
- 二 対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話

（介護休業申出の方法等）

第22条 介護休業申出は、次に掲げる事項（法第11条第4項に規定する場合にあつては、第1号、第2号及び第6号に掲げる事項に限る。）を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

- 一 介護休業申出の年月日
- 二 介護休業申出をする労働者の氏名
- 三 介護休業申出に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 四 介護休業申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあつては、第2号の労働者が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- 五 介護休業申出に係る対象家族が要介護状態（法第2条第3号の要介護状態をいう。以下同じ。）にある事実
- 六 介護休業申出に係る期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日
- 七 介護休業申出に係る対象家族についての法第11条第2項第2号の介護休業等日数
- 八 第21条各号に掲げる事情がある場合にあつては、当該事情に係る事実

2 （略）

3 事業主は、第1項の介護休業申出があつたときは、当該介護休業申出をした労働者に対して、同項第3号から第5号まで及び第8号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。ただし、法第11条第4項に規定する場合は、この限りでない。

（介護休暇の申出の方法等）

第30条の5 法第16条の5第1項の規定による申出（以下この条及び第30条の7にお

いて「介護休暇申出」という。)は、次に掲げる事項を、事業主に対して明らかにすることによって、行わなければならない。

- 一 介護休暇申出をする労働者の氏名
- 二 介護休暇申出に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄
- 三 介護休暇申出に係る対象家族が祖父母、兄弟姉妹又は孫である場合にあっては、第1号の労働者が当該対象家族と同居し、かつ、当該対象家族を扶養している事実
- 四 介護休暇を取得する年月日
- 五 介護休暇申出に係る対象家族が要介護状態にある事実

2 事業主は、介護休暇申出があったときは、当該介護休暇申出をした労働者に対して、前項第2号、第3号及び第5号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。